

## 解体工事・土木工事において水道の破損事故が多発しています！ 工事関係者の皆様へ

最近、建物の解体工事の際に、給水管等を破損する事故が多発しております。依頼主や工事関係者の皆様には、次の点に注意し事故防止にご注意ください。

### 1. 事前調査をしっかりと行って下さい

- ・解体工事の前に宅地内の給水管配管図をご確認下さい。配管図は水道課で閲覧・コピーできます。（閲覧には**所有者の委任状**が必要です。）
- ・工事を開始する前に、止水栓・メーターの位置の確認・止水バルブが正常に動作するかご確認下さい。故障のため作動しない場合があります。
- ・強引に動かすと破損する恐れがあります。

### 2. 施工当日は余裕をもって進めましょう

- ・施工に先立ち、重機を操縦される方や作業員に位置・配管の場所を周知し、破損させないように十分に注意の上作業して下さい。
- ・宅地内の給水管は浅いところに埋設されています。
- ・給水管付近は重機での掘削はしないようにして下さい。

### 3. 給水装置を破損させた場合は止水につとめましょう

- ・給水管やメーター等を破損し水が噴出した場合は、止水栓やメーターボックスのバルブで止水して下さい。
- 止まらない時は、特殊な器具での止水や道路の掘削が必要な場合があります。
- ・必ず水道課にご連絡下さい。
- ・上記修繕費用及び漏水した水道代は、工事される方に負担頂くことになります。
- ・水道メーターは水道課の所有物ですので必ず水道課にご返却下さい。
- ・紛失・破損された場合には弁償して頂きます。

### 4. 工事後にも配慮しましょう

- ・工事後に止水栓やメーターの箱が埋没してしまうことがあります。埋設場所を杭などで位置がわかるようにして下さい。

問い合わせ先：笠間市役所水道課 茨城県笠間市矢野下750

TEL: 0296-77-1101 内線 71211 FAX: 0296-77-0583

受付時間： 平日 8:30～17:15